

札幌市立学校職員被服貸与規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年3月15日

札幌市教育委員会

教育長

檜田英樹



札幌市教育委員会規則第2号

札幌市立学校職員被服貸与規則の一部を改正する規則

札幌市立学校職員被服貸与規則（昭和45年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

「受領印」を「受領確認」に、「印」を「確認」に改め、同様

式に備考として次のように加える。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の別記様式の規定に基づいて作成された用紙で現に印刷済みのものは、当分の間、必要な修正を加えて使用することができる。